

債務整理 過払金の返還について

第四回



弁護士法人あすか
弁護士 今田 健太郎さん

身の回りで起きるさまざまな問題の対処、解決法を専門家に聞く、月1回連載コーナー。今回は『過払金の返還』について、今田健太郎弁護士に聞きました。

Q 過払金とは何ですか。

A 消費者金融会社や信販会社などから借入れをした際には、通常高い金利を支払っている場合がほとんどです。その場合には、支払った利息の一部が、法律上無効であるとして、返還されるケースがあります。これを、通称「過払金」と呼んでいます。個人だけでなく、会社の場合も高利での借入の場合対象となります。

Q 法律で定められている金利はいくらですか。

A 利息制限法という法律によって、借入金額が100万円以上の場合には年15%、10万円から100万円未満の場合には年18%、10万円未満の場合には20%と定められています。こ

過払金発生の可能性あり

れを超える金利については、最高裁の判例によって原則として無効とされます。

Q どの程度の取引があれば過払金が発生するのでしょうか。

A 借り方や返し方にもよりますが、一般的には、5年以上の取引があった場合には、過払金が発生している可能性があります。

取引期間が長ければ長いほど、多額の過払金が見込まれます。また、現在債務が残っていても、取引期間が長い場合には、逆に過払金が発生しているケースも少なくありません。

Q 過払金の返還に時間的な制限はありますか。

A 原則として、最終の取引日から10年間で時効となります。ただし、10年以上前に完済していても、その後取引があった場合には過払金の返還を請求することが可能な場合もあります。

Q 具体的にはどのようにして返還を求めるのですか。

A 弁護士などの専門家が過払金の返還について受任した場合には、

各業者に対して取引履歴を提出するように通知をします。

この取引履歴をもとに、利息制限法を超えて支払った利息を元金に充当する計算を行い、過払金が発生した場合には、各業者との間で返還の交渉を行ったり、返還訴訟などを提起するなどして回収を行います。

Q 過払金の返還を求めるメリットは何でしょう。

A 現在、借金の返済に苦しんでいる方は過払金を取り戻すことによって、ほかの返済に回すこともできます。

また、すでに完済している方であっても、過払金の返還によって、生活費を補てんすることが可能です。長期間真面目に返済してきた方が救済されるわけですから、返還を請求することを後ろめたく感じる必要はありません。初回の相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

事前にお電話でご予約ください。

ASUKA Law Firm 弁護士法人 **あすか**
〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階

082-493-7100

【主な取扱業務】 <http://asuka88.jp/>

債務整理・一般民事・相続・企業法務・経営再建等

【所属弁護士】今田 健太郎・福田 浩・高橋 浩嗣

(PR)